

企業経営に資する知的財産契約

知的財産契約の活用における戦略的整理方法 —知的財産契約における基本、応用、戦略を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目 次

はじめに

知的財産の活用における基本、応用、戦略

1. 知的財産の活用の形態・戦略
2. 基本：法的根拠、原則…この欠如は知的財産業務の緒に着けない
3. 応用：当案件の方針、考え方…この欠如は、構成が組立たない
4. 戦略：戦略的選択、補完…この欠如は、経営戦略の役に立たない

まとめ

はじめに

知的財産には、公信力がなく、無効審判制度、特許法第104条の3、独占禁止法による制限、強制実施権制度等があり、ライセンス契約の交渉において、先使用権の主張、無効の抗弁対応が考えられる。保有知的財産が完全無欠ではないことを考慮して、対価条件はWin-Winに対応する。

多くの知的財産は、過去の開発成果であり、有効寿命がある。知的財産の戦略的・有効活用はタイミングが重要であり、現状を認識して、将来の改良、特にライセンシーの改良に期待してライセンス契約による実効性が期待される。

知的財産の活用における基本、応用、戦略

1. 知的財産の活用の形態・戦略

(1) 本項における、キーワード、キーポイント

- ① 知的財産の経営資源化、知的財産活用、経営評価

- ② 保有知的財産状況・活用状況
- ③ 知的財産契約方針・規程
- ④ 知的財産活用形態・方針
- ⑤ 共同研究開発契約規程
- ⑥ 総合戦略的対応、知的財産ミックス対応
- ⑦ 企業経営、知的財産経営、知的資産経営の対応
- ⑧ 知的財産を使う、経営に資する知的財産
- ⑨ 知的財産経営における三位一体（知的財産、戦略、人材）
- ⑩ 産学官連携：単独ライセンス許諾権、（特許法第73条）
- ⑪ 法的保護、契約による補完、先端走り切り
- ⑫ 戦略の具体化：企業戦略、事業戦略、機能戦略
- ⑬ 基本・応用・戦略に区分した対応
- ⑭ 創造、権利化、活用ごとの対応方針
- ⑮ オープンイノベーションと知的財産戦略

（2）知的財産活用戦略

知的財産権は、産業戦略、文化戦略の観点から独占排他的な権利として認知されているものであり、従って、経営戦略上、参入障壁の構築による市場独占、差別化による競争優位の確立、経営利益・企業価値の創造等の機能を有する。

企業経営における知的財産問題は、知的財産制度を戦略的に使い、企業目的を達成し、各企業が持続的に発展するための戦略的要素である。企業経営における知的財産の活用形態としては、①知的財産の排他性、秘密性を考慮した基本的活用形態が自己実施形態、②知的財産の排他性、秘密性を考慮して、自己実施しない知的財産または自己実施に加えて他に、その排他権を行使しない、または秘密情報にアクセスすることを許す、すなわちライセンスが第2の活用形態、③その他、信託業法の改正により知的財産権をはじめとする財産権一般が受託可能となったこともあり、知的財産権信託等である。知的財産権を活用する経営戦略としては、知的財産権の権利の大きさ、完全性、保有企業の規模・実態その他により一定不変のものではないが、知的財産を経営戦略全体に、日常的に練り込み、イノベーション、国際競争力、企業価値評価等に実効的に機能させて行くことが期待される。

（3）自己実施戦略

知的財産権の本質的、最重要な特徴は、独占排他権である。知的財産権の保有者は、その権利範囲内における技術・商品の実施を独占し、競合他社の市場への参入を阻止する障壁を構築し、市場における独占性を享有することができる。これが知的財産権経営戦略の基本である。

この点について、市場を独占することを法制度的に認知されている知的財産権法制は、市場における完全競争を期待する独占禁止法制と形式的には矛盾する。しかし、独占禁止法は、その第21条により、知的財産権の権利行使行為については、独占禁止法の適用を除外するとする、いわゆる適用除外規定を定めている。知的財産権により保護された商品が品質、価格、機能等において、類似する競合他社商品より勝れている限り、市場における独占性を維持することができる。そして、知的財産権の存続期間中、市場独占を享有し、合理的な利益を取得することができる。

① 市場独占戦略の具体例

知的財産権の価値評価に基づいた市場独占戦略としては、例えば、次のような具体例を挙げる